

返還猶予について

貸付終了後、いずれかにあてはまる場合は返還猶予の手続きを行ってください

- 国家試験合格・介護職に就職したとき
卒業日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、「返還猶予」の申請をしてください。3年の間、返還が猶予されます。
- 進学したとき
大学等を卒業するまでの間、返還が猶予されます。(この場合、介護福祉士登録の有無は問いません。)
- 国家試験不合格・介護職に就職したとき
1年の間、返還が猶予されます。
- 引き続き貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき
在学している間、返還が猶予されます。
- 災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由があるとき
育児休業等を含む。当該事由が継続する期間、返還が猶予されます。

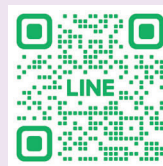
熊本県社会福祉協議会

福祉人材・研修センターってどんなところ？

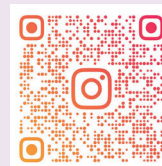


就職先のあっせん、イベント・研修会の開催、資格取得支援、各種情報発信など
福祉職を志望する方や福祉職に就いている方に向けてさまざまなサポートを行っています

SNSでも情報発信中!



@jys9642k



@kumamotoshakyo

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

所在地 〒860-0842 熊本市中央区南千畑町3番7号(熊本県総合福祉センター 4階)

開所日・時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

問い合わせ TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

✉ jinzai@kumashakyo.jp

公式
ホームページ



このまちを つくり支える 介護福祉士へ。

高校生の学業と就職を支援します

最大貸付額
44万円
無利子

**返還免除
制度あり**

規定の要件を満たすと
返還が全額免除されます

資格取得と就職に必要な資金を借りうけ

熊本県内で介護福祉士として働くと

返還が免除される制度です。

貸付額と、その時期や対象経費について

最大**44万円**を
きめられた経費・時期・限度額内にて
無利子で借りうけることができます。



対象となる経費について

- 修学準備金 _____ 介護実習に必要な実習着等、修学するにあたって必要な準備経費(1年次限り)
- 介護実習費 _____ 介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等
- 国家試験受験対策費用 _____ 介護福祉士の受験対策講座の受講費や参考図書等の購入費用等
- 就職準備金 _____ 福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費(就職に伴う転居費用など)(卒業時限り)

対象となる要件について

すべてを満たす方が申請できます

借りうける本人について

- 福祉系高校に在学する方
- 福祉系高校を卒業後、熊本県内の介護保険サービス事業所で介護職員等の業務に従事する意思がある方
- 優秀な学生であり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると学校長が推薦する方
- 修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方
- 熊本県以外の都道府県等から修学資金の貸付けを受けていない方
- 熊本県内に住民登録をしている方

※他の奨学金との併用を希望する場合、次の奨学金との併用は原則としてできません。

・生活保護費高等学校等就学費(生業扶助) ・日本政策金融公庫 ・生活福祉資金貸付制度 ・熊本県育英資金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 など

連帯保証人について

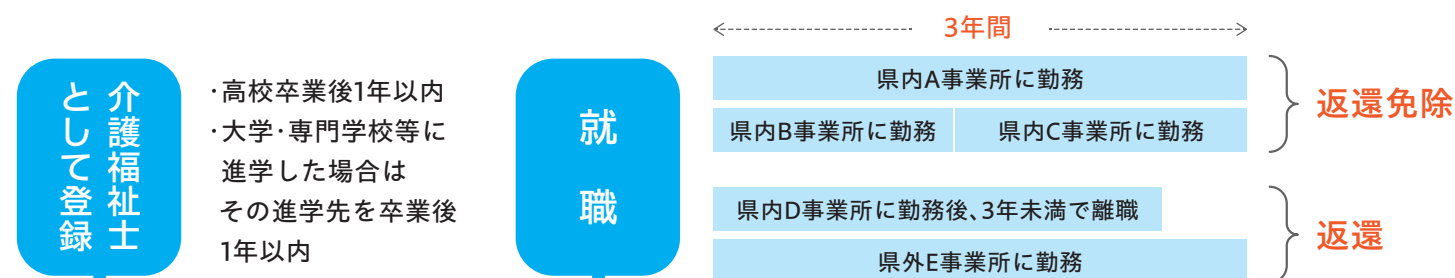
貸付けには連帯保証人が必要です。申請者が未成年の場合は、法定代理人(親権者)を連帯保証人としてください。

- 日本在住であり、独立して生計を営む成人であること
- 市県民税の課税がされていること
- 申請時において、原則70歳未満であること
- 借受人に返済が生じた場合、十分な返済能力を有すると認められること

※ただし、未成年者の法定代理人が上記の要件を満たさない場合は、連帯保証人をさらに1名設定することで申請を行うことができます。

返還免除について

福祉系高校を卒業した日から**1年以内**に介護福祉士登録を行い、
熊本県内の介護保険サービスの事業所で**3年間継続**して働くと、貸付金の返還が免除されます。



返還免除の対象となる業務について

熊本県内の介護保険サービス事業所[※]で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務であることが要件となります。

対象施設・事業の一例

・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・特定施設入居者生活介護 など

※介護保険法第23条に規定する居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または同法第115条の45に規定する第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所。

返還について

次のいずれかに該当する場合は貸付金を全額返還していただきます。

- ①貸付契約が解除されたとき
- ②福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録しなかったとき
- ③福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録したが、熊本県内で介護職員等の業務に従事しなかったとき
- ④熊本県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ⑤届出義務を怠ったとき
- ⑥業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還方法

貸付期間の2倍に相当する期間を上限として
一括または月賦により返還

例)3年間で44万円貸付/月賦返還の場合

月額約**6,000円** ×72回払い

申請手続きについて

手続きは学校を通じて行うため、先生の指示に従ってください

申請書類

- 貸付申請書(第1号様式)
- 推薦書(第2号様式)
- 自己推薦書(第24号様式)
- 生計を同一にするもの[※](世帯員)全員の住民票
- 生計を同一にするもの[※](世帯員)全員の所得・課税証明書
- 確定申告書のコピー(給与以外の所得がある場合のみ)
- 連帯保証人の所得・課税証明書(世帯全員分に含まれている場合は不要)
- その他、熊本県社会福祉協議会が求める書類

※「生計を同一にするもの」とは、食費、光熱費、家賃等の生活費を共有している方をいいます(仕送りを受けている場合も含む)。

申請期間

熊本県社会福祉協議会のホームページに掲載します。 [アクセスはこちらから](#)



申請から交付までの流れ

